

令和3年6月29日

羽島郡各小・中学校
保護者のみな様

羽島郡二町教育委員会
教育長 野原 弘康

「まん延防止等重点措置区域」の指定解除後を踏まえた対応について（お願い）

日頃より羽島郡二町教育委員会ならびに羽島郡各小・中学校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在も、新型コロナウイルス感染症対策として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、3密回避、体調管理）の徹底継続』を進めていただいております。

さて、「まん延防止等重点措置区域」の指定解除後を踏まえ、対応が一部変更となりましたので、お願いします。また、ご家庭においても「基本的な感染対策」の徹底とともに、下記の事項に留意し、感染防止対策に向けてご協力をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底【一部変更】

- 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、登下校時も含めた居場所の切り替わり等における手指衛生（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保、飲食時は会話しない等、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良（発熱等）があった場合は、自宅安静のうえ、登校する前に学校へ報告するよう改めてお願いします。

2 感染が疑われる場合は登校しないことの徹底【一部変更】

- 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応の徹底をお願いします。
- 表内の事情による自宅待機は欠席とせず出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮することになります。

状況		児童生徒・教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間（14日間が目安））
B	本人に発熱等の症状がある（※1）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある（※2）	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））
F	同居の家族など児童生徒・教職員と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）（※3）	状況により個別に判断（※3・4）

（※1）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

（※2）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

（※3）「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要

（※4）濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

3 PCR等ウイルス検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底

- 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することの徹底をお願いします。